

令和3年度

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会職員募集要項



社会福祉協議会のシンボルマーク（全国共通）

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って
明るい、しあわせな社会を建設する姿」を表現しています。

1 求める人材について

- (1) 心身ともに健全で、福祉に理解と情熱がある人
- (2) 市民や地域の視点に立ち、常に先を見通し、考え、行動する人
- (3) 企画力、想像力、創造力、傾聴力などを有し、周囲と協働し、より大きな力を生み出す人
- (4) コミュニケーション能力を有し、自己研鑽に努め高い目標を持って行動する人
- (5) 社会福祉協議会の一員として自覚を持ち、良好なチームワークを構築し、誠実に職務を遂行する人

2 採用区分、採用予定人員、勤務場所、業務内容及び職務内容

採用区分	採用予定人員	勤務場所
一般事務 (正規職員)	2名程度	尾道市社会福祉協議会 本所又は支所
業務内容	職務内容	
法人運営全般に関する業務 ※異動に伴い業務内容を変更する場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協や行政と連携を取りながら地域福祉の推進。 ・本人や世帯を問わず、福祉、介護、医療等に関する課題や地域からの孤立などの課題等の相談。 ・判断能力の低下で日常生活に支障がある方への支援。 ・職員が働きやすい環境を整備し、専門知識を身に付けて頑張る職員への応援を含む総務全般の業務。 ・介護保険事業を含む法人全体の会計処理(請求事務)や各種保険の手続きを含む総務全般の業務。 	

3 試験日程

- ◎ 受付期間 令和3年6月15日(火)から令和3年7月12日(月)【必着】
(各日とも8時30分から17時00分。ただし、土曜、日曜、祝日を除く。)
- ◎ 試験日 第1次試験(書類選考)
第2次試験(面接又はグループ討議、適性検査)
第3次試験(面接)

4 採用予定年月日

令和4年4月1日

※既卒者の方で、可能な方は年度途中からの勤務を考えています。

5 受験資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 次の要件を満たすものが受験できます。

- ① パソコンの基本操作ができる者（ワード、エクセル、メールなどの基本的な知識を有し操作できる者）
- ② 普通自動車運転免許証を所持し運転経験を有する者
- ③ 社会福祉士有資格者若しくは取得見込みの方、介護福祉士有資格者若しくは取得見込みの方、精神保健福祉士有資格者若しくは取得見込みの方、社会福祉主事任用資格(※)がある方

(※)社会福祉主事の任用資格の有無に関しては、必ず大学等の資格取得機関または厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験することができません。

- ① 成年被後見人及び被保佐人
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験方法

項目	区分	内容
第1次試験	書類選考	提出された職員採用試験申込書、職務経歴書、志望理由書による審査
第2次試験	面接又は 討議、適正	面接又はグループ討議、適性検査
第3次試験	面接試験	面接試験を実施

※ 第2次試験は第1次試験合格者に、第3次試験は第2次試験合格者についてのみ実施します。

7 試験の日時及び場所

試験	日程	試験会場
第2次試験	8月8日（日） 詳細は第1次試験合格者に対して、お知らせします。	尾道市社会福祉協議会・本所 (尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター)

第3次試験	9月上旬～中旬 詳細は第2次試験合格者に対して、お知らせします。	尾道市社会福祉協議会・本所 (尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター)
-------	-------------------------------------	--

[各試験の結果発表方法]

- ・各試験の受験者全員に本人宛書面を郵送で通知します。

8 申込方法

(1) 提出書類

1) 第1次試験

- ① 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会職員採用試験申込書 1部
必要事項を記入し、写真を添付してください。
- ② 職務経歴書 1部（新規学卒者は不要）
- ③ 志望理由書 1部
・就職志望及び職務経歴等についての自己アピールを1,600字以内で記入してください。

※ 提出書類はホームページからダウンロードできます。<https://onomichi-shakyo.jp/>

(2) 申込方法

- 上記(1)①から③の書類を角形2号封筒(24×33.2cm)に封入し、持参又は簡易書留で郵送してください。
- 郵送(簡易書留)の場合は、必ず封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きしてください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒722-0017 広島県尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター
社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 総務課
(各支所での受付は行いません。)
電話 (0848) 22-8385
E-mail:soumu@onomichi-shakyo.jp

9 勤務条件

(1) 給与

- ① 給料(初任給)は、本法人の定める規程に基づき決定します。
- ② 給料のほか、諸規程に従い期末手当や勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。

[例示]～扶養手当や通勤手当等は含めていません。

年齢	大学卒業後年数	月額給与	年収
45歳	23年	32万円程度	521万円程度

※ 上記はあくまでも令和3年4月1日現在での例示であり、給料は各個人の年齢、経験により変動します。(期末勤勉手当の令和2年度実績 年2回・計4.30月分)

(2) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（うち休憩時間1時間）

業務の都合に応じて、勤務時間を変動することがあります。

業務上の必要がある場合は、時間外勤務や休日勤務を命ずる場合があります。

(3) 休日

土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(4) 休暇等

年次有給休暇（年間20日、残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇、病気休暇など）があります。また、育児休業や介護休業の制度もあります。

(5) 福利厚生

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険等の各種保険に加入します。

広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業に加入します。

(6) 定年

定年は満60歳（定年に達した日以後における最初の3月31日に退職）です。

再雇用制度有り（65歳まで）

(7) その他

試用期間中(3ヵ月)に係る給与、その他勤務条件等は正式採用の場合と同等となります。

通勤手当の支給上限額は月額55,000円。

マイカー通勤者の駐車場は自己確保自己負担。

10 その他

(1) 採用試験に要する経費（交通費等）は、受験者個人の負担となります。

(2) 新型コロナウイルス感染予防対策として、「三密」を避けるため公共交通機関以外を利用しての出席も可能です。車で来られる場合は、総合福祉センターの駐車場を利用して下さい。

(3) 提出書類は返却いたしません。提出書類に記載された個人情報採用試験のために用い、それ以外の目的には使用しないとともに、適正に管理します。